

# JIS

## マネジメントシステムのパフォーマンス改善— 改善の手順及び技法の指針

JIS Q 9024 : 2026

(JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 管理システム規格分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	勝 俣 宏 行	日本化学キューエイ株式会社
(委員)	石 嶋 和 彦	イオン株式会社
	大 野 昌 仁	一般社団法人日本建設業連合会
	齊 藤 俊太郎	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	野 田 浩 二	一般社団法人日本化学工業協会
	細 谷 恵	主婦連合会
	本 山 佳 奈	令和スキーム研究所
	綿 貫 宏 樹	一般社団法人日本電機工業会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.2.20 改正：令和 8.2.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人日本品質管理学会

(〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-2-1 日本科学技術連盟東高円寺ビル内)

審 議 委 員 会：管理システム規格分野産業標準作成委員会 (委員長 勝俣 宏行)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
0 序文	1
0.1 一般	1
0.2 他の規格との一貫性	1
0.3 JIS Q 9001 及び JIS Q 9004 との関係	2
0.4 他のマネジメントシステムとの両立性	2
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 改善の基本	5
4.1 一般	5
4.2 改善の原則	5
4.3 改善及び革新（PDCA サイクル）並びに維持向上（SDCA サイクル）	6
5 改善の手順	8
5.1 一般	8
5.2 問題解決型の手順	11
5.3 施策実行型の手順	16
5.4 未然防止型の手順	18
5.5 課題達成型の手順	22
6 改善のための技法	28
6.1 一般	28
6.2 数値データに対する技法	28
6.3 言語データに対する技法	33
6.4 データを比較するための技法	39
6.5 データを収集するための技法	41
6.6 プロセスを見える化するための技法	42
7 改善の組織的推進	43
7.1 トップマネジメントの役割	43
7.2 経営における改善の位置付け	43
7.3 改善のための教育及び訓練	44
7.4 改善の推進	45
附属書 A（参考）TQM において中核となる活動及びその組織的推進	47
附属書 B（参考）改善を支援するその他の技法	50
解 説	53

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 9024:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# マネジメントシステムのパフォーマンス改善— 改善の手順及び技法の指針

## Performance improvement of management systems— Guidelines for procedures and methodology for improvement

### 0 序文

#### 0.1 一般

組織がその使命、理念及びビジョンを果たし、持続可能な成長を実現するためには、環境の変化に俊敏に適応し、顧客及びその他の利害関係者のニーズ及び期待に応える高い顧客価値を創造していく必要がある。また、そのためには、目標を現状より高い水準に設定して、問題又は課題を特定し、問題解決又は課題達成を繰り返すことで製品及びサービス、プロセス又はシステムを改善することが重要である。

改善は、次のようなことに寄与する。

- 新たな価値の創造及び提供による顧客及びその他の利害関係者の満足度の向上
- 製品及びサービスの品質、コスト、量及び納期、安全性などの最適化
- 気候変動によるリスクを含む、地球環境などの問題及び課題の解決
- 働く人々の満足、士気、倫理などの向上

改善を効果的かつ効率的に実施するためには、科学的にアプローチすることが重要であり、成功した改善には共通するパターンがあるため、これを手順として活用することが有効である。また、手順に沿って改善を進める場合、問題及び課題の種類に応じて適切な技法を活用することが重要である。

この規格は、問題及び課題の解決及び達成によって組織の総合的なパフォーマンスを高めることを目的に、改善を効果的かつ効率的に行うための手順、改善に有効な技法及び改善の組織的な推進に関する指針をまとめたものである。

なお、改善は、総合的品質管理（Total Quality Management, 以下、TQM という。）において中核となる活動の一つである。TQM において中核となる活動及びその組織的推進を、**附属書 A** に示す。

#### 0.2 他の規格との一貫性

この規格は、改善の手順及び技法に関する指針として独立して使用することを意図して作成されているが、マネジメントシステムのパフォーマンス改善に関する一連の規格である、方針管理を対象とする **JIS Q 9023**、日常管理を対象とする **JIS Q 9026**、プロセス保証を対象とする **JIS Q 9027**、小集団改善活動を対象とする **JIS Q 9028**、品質マネジメント教育を対象とする **JIS Q 9029**、新製品及び新サービス開発管理を対象とする **JIS Q 9030**、並びに顧客のニーズを把握及び変換する方法論である品質機能展開を扱った **JIS**